

【様式 01】 高大連携公開授業シラバス

* 科目 No.	18101
----------	-------

1. 開設大学	広島修道大学	開講場所 (キャンパス・施設)	サテライトキャンパスひろしま
2. 科目名	法律特論A (裁判と法)		
	学問分野	番号	21 名称 法学
3. 担当教員	矢部恒夫 (国際コミュニティ学部 地域行政学科) 山田明美 (法学部 法律学科) 山田健吾 (法学部 法律学科) 山崎俊恵 (法学部 法律学科)		
4. 開講学期	集中		
5. 開講期間 (曜日) 開講時間	令和2年8月3日 (月) ~ 令和2年8月4日 (火) (8月3日: 1~4限, 8月4日: 1~4限)		
	1限 9:00~10:30 2限 10:40~12:10 3限 13:00~14:30 4限 14:40~16:10		
6. 募集定員	10人 (総授業定員 200人)		
7. 科目内容・ 授業計画	<p>毎日、さまざまなニュースが報道されていますが、その中に、「裁判員裁判で懲役3年の実刑が言い渡されました。」「損害賠償として500万円を支払うよう命じられました。」という、いわゆる司法関係も数多く含まれています。</p> <p>テレビの番組にも法律相談・問題を扱うものがあったり、ニュースやワイドショーで弁護士 (元検察官や元裁判官を含む) がコメンテーターとして発言したり、法律に関する関心を前提とした番組編成がされています。</p> <p>日常的に生じるさまざまなもめごと (紛争) のすべてが法律で解決されるわけではなく、また、それが求められているものではありません。しかし、裁判は、紛争を法的に解決する制度として存在し、機能しています。</p> <p>この授業では、裁判とは何か、裁判には誰がどのようにかかわっているか、裁判にはどのような種類があるか、といったことについて、市民参加の「裁判員制度」、トラブルの駆け込み窓口である「法テラス」、裁判ではない紛争解決をめざす「ADR」も取り上げながら、考えていきます。裁判という紛争の法的解決手段について関心を持ち、理解するための学習へのきっかけになることをめざします。</p> <p>第1回 裁判と法について 第2回 裁判所と裁判に携わる人々 第3回・第4回 民事裁判 第5回 労働裁判、ADR、法テラス 第6回 行政裁判 第7回・第8回 刑事裁判、裁判員制度</p>		
8. 受講料	無料		
9. 別途負担費用	(テキスト代・実習料等) なし		
10. 学習記録	交付する		<input type="checkbox"/> 交付しない
11. 科目等履修生	受け入れる		<input type="checkbox"/> 受け入れない
	単位数	単位	
	受入学年	高校 年生以上 (二次募集時 年生)	
	試験・評価		
	特記事項		
12. 開講条件※1 あり・ <input type="checkbox"/> ない	① 最少開講人数 (        人) ② 不開講通知日 (7月10日 (金) 以前の開講科目は3月末まで / 7月11日 (土) 以降の開講科目は6月末まで)		
13. その他特記事項	受講者についての制限事項、事前に予習しておく資料・文献など特記すべきこと 授業で参照する法令集は貸与します。		
14. 開設大学への 交通手段	<a href="http://www.enica.jp/">http://www.enica.jp/</a> から開設大学のホームページにジャンプして確認してください。		

※申込時点で原則、受講できます。ただし、開講条件で不許可・不開講があった場合は受講申込者へ通知します。